

# ご存知ですか？特許料等の軽減

研究開発に積極的に取り組まれている中小企業の皆様の特許料、特許出願の際の審査請求手数料が半額になる場合があります。

## 中小企業庁

### 誰が？

下記表に該当する中小企業者等であること

形態	業種等	資本額等および従業員数の条件
個人事業主	製造業、建設業、運輸業その他業種( ~ 除く)	300人以下
	小売業	50人以下
	卸売業、サービス業(ソフトウェア、情報処理、旅館除く)	100人以下
	旅館業	200人以下
	ゴム製品製造業 (自動車・航空機関係、工業用ベルト製造業除く)	900人以下
会社	製造業、建設業、運輸業その他の業種 ( ~ 除く)	3億円以下又は 300人以下
	小売業	5千万円以下 又は50人以下
	卸売業	1億円以下又は 100人以下
	サービス業(ソフトウェア、情報処理、旅館除く)	5千万円以下又 は100人以下
	旅館業	5千万円以下又 は200人以下
	ゴム製品製造業 (自動車・航空機関係、工業用ベルト製造業除く)	3億円以下又は9 00人以下
事業協同 組合等	事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会 いわゆる「中小企業団体」	

基本的には中小企業基本法でいう「中小企業者」の範囲とほぼ同じ

## どういう条件を満たしたとき？

前事業年度において売上高に対する試験研究費等の比率が3%超であること  
事業開始より間がないため比率を算定できない場合は、  
常勤研究者数2人以上でかつ研究者比率が10%以上であること

## どうなる？

特許の審査請求手数料、特許料（第1年～第3年）が半額になります。

## 必要手続きは

下記の必要書類を揃えて管轄経済産業局（海外企業の方は中小企業庁技術課）  
あて提出してください。

（必要書類）

- ・ 必要事項を記載した申請書
- ・ 資本の額等および従業員数を確認できる書類
- ・ 主たる事業が確認できる書類（会社パンフレット等）
- ・ 売上高対試験研究費等比率が確認できる書類

海外企業の方は税理士、公認会計士等の証明が必要

また特許の権利を承継した使用者については

- ・ 職務発明証明書 + 特許を受ける権利承継契約書

（あらかじめ特許を受ける権利を使用者等に承継させる  
ことが定められている契約、勤務規則その他の定めのあるもの）

## 詳しくは

お問い合わせ先（まず管轄の経済産業局にお問い合わせください）

- |                           |                            |
|---------------------------|----------------------------|
| ・ 北海道経済産業局 産業部 産業技術課      | TEL 011-709-2311（内2588）    |
| ・ 東北経済産業局 産業部 産業技術課 特許室   | TEL 022-223-9730（直通）       |
| ・ 関東経済産業局 産業企画部 技術企画課 特許室 | TEL 048-600-0239（直通）       |
| ・ 中部経済産業局 産業企画部 産業技術課 特許室 | TEL 052-951-2774（直通）       |
| ・ 近畿経済産業局 産業企画部 技術振興課 特許室 | TEL 06-6772-5004（直通）       |
| ・ 中国経済産業局 産業部 産業技術課 特許室   | TEL 082-222-4575（直通）       |
| ・ 四国経済産業局 産業部 産業技術課       | TEL 087-831-3141（内374,375） |
| ・ 九州経済産業局 産業部 技術企画課 特許室   | TEL 092-482-5461（直通）       |
| ・ 沖縄総合事務局 経済産業部 産業課 産業技術係 | TEL 098-866-0031（内285～287） |
| ・ 中小企業庁 経営支援部 技術課         | TEL 03-3501-1816（直通）       |